

平成29年3月

各小・中学校長 様
各校特別支援教育担当者 様

御嵩町（組合）教育委員会

「個別の教育支援計画」の作成と活用、引き継ぎについて

1 現状

「個別の教育支援計画」の作成等による障がいのある幼児児童生徒への組織的、計画的な指導の必要性は、小学校及び中学校学習指導要領（平成20年3月告示）、高等学校及び特別支援学校学習指導要領（平成21年3月告示）に示されており、各学校で「個別の教育支援計画」をもとにした支援の充実が図られているところです。

本町においては、各学校において「個別の教育支援計画」が確実に作成・活用されており、平成27年度末には、それまで各学校で作成されてきた様式を町内で統一しました。

また、本町は幼保小中の連携が進んでおり、障がいのある幼児児童生徒はもとより、すべての幼児児童生徒の引き継ぎが口頭で行われていました。しかし、平成27年11月30日の岐阜県教育長通知を受け、平成27年度末には、小学校から中学校、中学校から高等学校への「個別の教育支援計画」の引き継ぎも実施しました。

2 「個別の教育支援計画」を作成する対象となる幼児児童生徒

- (1) 小・中学校の特別支援学級に在籍している幼児児童生徒
- (2) 小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒
- (3) 過去に特別支援学級、通級指導教室において指導を受けていた児童生徒で、進学・転学先に「個別の教育支援計画」が引き継がれ、校内の教育支援委員会等で継続的な支援が必要と判断された者
- (4) 「個別の教育支援計画」を作成して継続的な支援を行うことが必要であると校内の教育支援委員会等で判断された児童生徒

3 「個別の教育支援計画」の作成にあたって

- (1) 特別な支援を要する児童生徒のニーズを早期に把握し、支援の必要性について本人・保護者と共通理解を図ること
- (2) 関係機関との連携のもと、学校・本人・保護者との合意形成に基づいて作成すること
- (3) 施設環境や継続的に支援をしてきた内容についての合理的配慮を明記すること

4 「個別の教育支援計画」の引継ぎにあたって

- (1) 学校長は「個別の教育支援計画」に記載された支援内容等を進学先・転学先等に引き継ぐことについて、本人・保護者の了承を得て原本を進学・転学先等に引き継ぐこと（在籍校で写しを保管する）
- (2) 原則として指導要録と一緒に引き継ぎ、担当者による口頭による引き継ぎも同時に行うこと
- (3) 引き継がれた学校長は、当該校における支援内容について検討し、「個別の教育支援計画」に明記すること

5 「個別の教育支援計画」の保管にあたって

- (1) 写しの保管期間は1年間とすること
- (2) 関係機関等への提供にあたっては、「提供先」を明確にし、本人・保護者の了解を得て個人情報の保護に十分留意の上、提供すること